

富山県警察の警察官等の服制に関する訓令

富山県警察本部訓令第27号

富山県警察の警察官等の服制に関する訓令を次のように定める。

平成14年9月30日

富山県警察本部長 佐藤 源和

富山県警察の警察官等の服制に関する訓令

富山県警察の警察官等の服制に関する訓令（平成6年富山県警察本部訓令第13号）の全部を改正する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、富山県警察の警察官及び交通巡視員の服制について、警察官の服制に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）、交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制（平成2年警察庁告示第1号。以下「告示」という。）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 警察官の服制

（雨衣の指定）

第2条 男性警察官の雨衣は、規則の別表に定める第1種とする。

（被服等の着用期間）

第3条 警察官の被服等の着用期間は、別表第1のとおりとする。ただし、警察本部長は、気候等の状況により必要があると認めるときは、その着用期間を変更することができる。

（服装等）

第4条 警察官は、この訓令その他の規定に特に定めのある場合を除き、勤務中は、制服、制帽、制服用ワイシャツ、制服用ネクタイ、ベルト及び靴を着用し、かつ帯革、手錠、警笛、階級章及び識別章を着装しなければならない。ただし、規則第8条により、次のいずれかに該当する場合は、私服を着用することができる。

- （1） 犯罪の捜査、犯罪の予防又は情報の収集に専従するとき。
- （2） 勤務の性質により、制服を着用することが職務の遂行に支障があると所属長が認めるとき。
- （3） その他特別の理由により、所属長の許可を受けたとき。

2 警察官は、警察官等拳銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号）及び警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成13年国家公安委員会規則14号）に定めるところにより、拳銃及び警棒を着装しなければならない。

3 警察官は、必要があるときは、防寒服、雨衣、手袋又は帽子雨覆いを着用することができる。

（活動服等の着用）

第5条 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、活動服又は活動帽を着用することができる。

- (1) 宿日直勤務に従事するとき。
 - (2) 留置業務に従事するとき。
 - (3) 地域警察勤務に従事するとき。
 - (4) 警察用車両に乗車し、警察用船舶に乗船し、又は警察用航空機に搭乗して勤務するとき。
 - (5) 捜索に従事するとき。
 - (6) 鑑識のための作業に従事するとき。
 - (7) 交通指導取締り又は交通事故事件捜査に従事するとき。
 - (8) 道路標識及び道路標示の設置又は管理に係る業務に従事するとき。
 - (9) 治安警備実施又は雑踏警備実施に従事するとき。
 - (10) 災害警備実施に従事するとき。
 - (11) 前各号に掲げる業務に準ずる業務に従事するとき。
- 2 所属長は、前項の規定にかかわらず、業務遂行上支障があると判断する場合には、必要な指示を行うことができる。

(上衣の着用)

第6条 警察官は必要に応じて、制服上衣、ベスト又は活動服を着用しないことができる。ただし、所属長が服装の斉一を期するために指示したときは、この限りでない。

(服装等の一部省略等)

第7条 警察官は、室内で勤務するとき（交番、駐在所等において、来庁者対応のため勤務するときを除く。）又はヘルメットを着用するときは、制帽又は活動帽を着用しないことができる。

2 警察官は、第5条第1項各号のいずれかに該当する場合において、活動服を着用して勤務するときは、制服用ネクタイを着用しないことができる。

3 所属長は、第1項又は第2項において業務遂行上支障があると判断する場合には、必要な指示を行うことができる。

(ワイシャツの着用)

第8条 警察官は、冬服又は合服の着用期間において、制服上衣若しくは活動服を着用して勤務するとき又は室内で勤務するとき（交番、駐在所等で公衆の面前において勤務するときを除く。第11条第1項第1号において同じ。）は、制服用ワイシャツに代えて白色のワイシャツ（無地のものに限る。）を着用することができる。ただし、所属長が服装の斉一を期するために指示したときは、この限りでない。

(靴の着用)

第9条 警察官は、黒色の短靴を着用するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる靴を着用できるものとする。

- (1) 警備出動、警備訓練等に従事するとき 警備靴
- (2) 雨雪時等において所外活動をするとき ゴム長靴又はブーツ

(手袋等の着用)

第10条 警察官は、次の各号に掲げる場合に手袋を着用するものとする。

- (1) 儀式、祭典その他儀礼的な行事に出席するとき。
- (2) 交通整理又は交通取締りに従事するとき。
- (3) その他手袋を着用する必要があるとき。

2 警官は、防寒等のために、手袋等を着用することができる。

なお、この場合における手袋等は、不体裁にならない色及び形のものとする。

(帯革の着装)

第11条 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、帯革を着装しないことができる。

- (1) 室内で勤務するとき。
- (2) 会議又は事務打合せに出席するとき。
- (3) 儀式に出席するとき。
- (4) 音楽隊員が演奏に従事するとき。
- (5) 看守勤務の警察官が留置施設において勤務するとき。
- (6) 災害応急対策のための作業に従事するとき。
- (7) その他帯革を着装する必要がないと所属長が認めたとき。

2 警察官は、拳銃又は警棒を着装しないときは、帯革本帯から拳銃用調整具、拳銃入れ及び拳銃つりひも又は警棒つりを取り外すものとする。

(手錠の着装及び携帯)

第12条 警察官は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める箇所に手錠を収納し、着装しなければならない。

- (1) 制服又は活動服を着用するとき
帯革に取り付けた手錠入れ
- (2) 私服を着用するとき
ベルト等に取り付けた手錠入れその他適切な箇所

2 前条第2項の規定は、手錠について準用する。

3 手錠の鍵は、警笛ひもに結び付けるものとする。

(警笛の携帯)

第13条 警察官は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める箇所に警笛を収納し、携帯しなければならない。ただし、所属長が警笛を携帯する必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 制服又は活動服を着用するとき
 - ア 男性警察官 上衣の右胸部のポケット（上衣を着用していないときは、制服用ワイシャツの右胸部のポケット）
 - イ 女性警察官 上衣の右腰部のポケット、夏服着用時はベストの右腰部のポケット（上衣を着用していないときは、ベストの右腰部のポケット、ベストを着用していないときは、制服用ワイシャツの右胸部のポケット）

(2) 私服を着用するとき

上衣の外側の右下ポケットその他適切な箇所

2 警笛を携帯する場合は、警笛ひもをポケット内の留めひもに結び付け、又は留めボタンに掛けて、警笛ひもの先端に取り付けて収納しなければならない。ただし、留めひも等を利用できないときは、安全ピン等で衣服に留めるなど脱落防止の措置を確実にとって収納しなければならない。

(階級章の着装)

第14条 警察官は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める箇所に階級章を着装しなければならない。

(1) 制服、活動服及び制服用ワイシャツを着用するとき

左胸ポケットのふたの上部に沿って付ける。

(2) 防寒服を着用するとき

左胸ポケットの上部に付ける。

(識別章の着装)

第15条 警察官は、階級章の上部に識別章を取り付け、階級章と一体のものとし、着装しなければならない。

2 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、識別章を着装しないことができる。

(1) 名札を着用しているとき。

(2) 看守勤務の警察官が留置施設において勤務するとき又は護送勤務の警察官が護送用車両、検察庁若しくは裁判所において勤務するとき。

(3) 治安警備実施に従事するとき。

3 警察官は、暴力団の事務所を捜索する場合であって識別章の番号標の表面を表示することによりその現場又は事後における警察の職務執行に対する妨害が助長されると認められる場合その他の識別章の番号標の表面の表示が適正な職務執行を妨げることとなると所属長が認めた場合には、当該番号標の裏面を表示することができる。

(警察手帳の携帯)

第16条 警察官は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める箇所に警察手帳を収納し、携帯しなければならない。ただし、所属長が警察手帳を携帯する必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 制服又は活動服を着用するとき

ア 男性警察官 上衣の左胸部のポケット（上衣を着用していないときは、制服用ワイシャツの左胸部のポケット）

イ 女性警察官 上衣の左腰部のポケット、夏服着用時はベストの左腰部のポケット（上衣を着用していないときは、ベストの左腰部のポケット、ベストを着用していないときは、ズボンの左前のポケット）

(2) 私服を着用するとき

上衣の左胸部の内ポケットその他適切な箇所

2 警察手帳を携帯する場合は、次の各号に定める方法により収納するものとする。

- (1) 制服又は活動服を着用するときは、手帳ひもをポケット内の留めひもに結びつけ、又は留めボタンに掛けて収納しなければならない。
- (2) 私服を着用するときは、安全ピン等で衣服に留めるなど脱落防止の措置を確実にとって収納しなければならない。

(かばんの携帯)

第17条 女性警察官は、所属長が必要であると認めたときは、別表第2に定めるかばんを携帯することができる。

(交通警察官の服制)

第18条 交通指導取締り、交通規制、交通事故処理、交通安全教育その他交通警察活動に専ら従事する警察官（以下「交通警察官」という。）が、当該交通警察活動に従事するときの服制は、別表第3のとおりとする。

(交通機動隊員等の服制)

第19条 交通機動隊若しくは高速道路交通警察隊の警察官又は警察署において自動二輪車である交通取締用自動車（以下「白バイ」という。）による警察活動に従事する警察官（以下「交通機動隊員等」という。）の服制は、第18条の規定にかかわらず、告示別表に定めるもののほか、別表第4のとおりとする。

2 交通乗車服記章は、形状図のとおりとする。

3 交通乗車服を着用するに当たっては、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 交通機動隊員等は、交通乗車服を着用して勤務するとき又は室内で勤務するときは、制服用ワイシャツに代えて白色のワイシャツ（無地のものに限る。）を着用することができる。ただし、所属長が服装の斉一を期するために指示したときは、この限りでない。
- (2) 交通機動隊員等は、交通乗車服を着用して勤務するときは、制服用ネクタイを着用しないことができる。ただし、所属長が服装の斉一を期するために指示したときは、この限りでない。
- (3) 交通機動隊員等は、警察手帳を上衣の左胸部のポケットに、警笛を上衣の右胸部のポケットに、手錠を白色帯革の手錠入れにそれぞれ収納し、携帯しなければならない。ただし、所属長がこれらを携帯する必要がないと認めたときは、この限りでない。
- (4) 警察手帳の収納方法については、第16条第2項第1号の規定を準用する。
- (5) 第1号及び第2号において、所属長は服装の斉一を期するために必要な指示を行うことができる。

4 交通乗車服の着用期間については、第3条の規定を準用する。

(交通機動隊員等以外の警察官の自動二輪車等乗車時の服制)

第20条 交通機動隊員等以外の警察官は、制服又は活動服を着用して自動二輪車（白バイを除く。）又は原動機付自転車に乗車して勤務するときは、別表第3のヘルメットを着用

しなければならない。

(特殊の被服等の服制)

第21条 規則第7条に規定する特殊の被服等(別表第3及び別表第4に定めるもの並びに警察庁長官の定めるものを除く。)の服制は、別に定める。

(警備出動用特殊被服等の着用)

第22条 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、所属長の指示により、出動服、略帽及びヘルメットを着用するものとする。

- (1) 暴力事犯の取締りその他危害を受ける恐れのある業務に従事するとき。
- (2) 治安警備、災害事案等に従事するとき。(これらの訓練に従事するときを含む。)
- (3) その他所属長が必要と認めたとき。

2 前項に規定する出動服を着用するときの帯革、拳銃、警棒、手錠及び警笛の着装並びに警察手帳の収納及び携帯については、その都度所属長が定める。

第3章 交通巡視員の服制

(被服等の着用期間)

第23条 交通巡視員の被服等の着用期間は、別表第1のとおりとする。ただし、警察本部長は、気候等の状況により必要があると認めたときは、その着用期間を変更することができる。

(服装等)

第24条 交通巡視員は、この訓令その他の規程に特に定めのある場合を除き、勤務中は、制服、制帽、制服用ワイシャツ、制服用ネクタイ、ベルト及び靴を着用し、並びに警笛、警笛つりひも、帯革、交通巡視員章及び識別章を着装しなければならない。

2 所属長は、必要と認めたときは、制帽又は活動帽に代えて、ヘルメットを着用させることができる。

(活動服の着用等)

第25条 交通巡視員は、所属長が必要と認めたときは活動服又は活動帽を着用することができる。

2 第6条の規定は、交通巡視員について準用する。

(制帽等の省略並びにワイシャツ及び手袋の着用)

第26条 第7条、第8条及び第10条の規定は、交通巡視員について準用する。

(靴の着用)

第27条 交通巡視員は、黒色の短靴を着用するものとする。ただし、雨雪時等において所外活動をするときは、ゴム長靴又はブーツを着用することができる。

(警笛の携帯)

第28条 交通巡視員は、警笛を制服上衣又は活動服着用時は上衣の右腰部のポケット、夏服着用時はベストの右腰部のポケット(上衣を着用していないときは、ベストの右腰部のポケット、ベストを着用していないときは、制服用ワイシャツの右胸部のポケット)に収納し、携帯しなければならない。ただし、所属長が警笛を携帯する必要がないと認

めたときは、この限りでない。

- 2 警笛を携帯する場合は、警笛つりひものモールの部分を上衣の右肩章につり掛け、警笛つりひもの先端に取り付けて収納しなければならない。

(交通巡視員章の着装)

第29条 交通巡視員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める箇所に交通巡視員章を着装しなければならない。

- (1) 制服、活動服及び制服用ワイシャツを着用するとき
左胸ポケットのふたの上部に沿って付ける。

- (2) 防寒服を着用するとき
左胸ポケットの上部に付ける。

(識別章の着装)

第30条 交通巡視員は、交通巡視員章の上部に識別章を取り付け、交通巡視員章と一体のものとし、着装しなければならない。

(警察手帳の携帯)

第31条 交通巡視員は、警察手帳を制服上衣又は活動服着用時は上衣の左腰部のポケット、夏服着用時は、ベストの左腰部のポケット（上衣を着用していないときは、ベストの左腰部のポケット、ベストを着用していないときは、ズボンの左前のポケット）に収納し、携帯しなければならない。ただし、所属長が警察手帳を携帯する必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 警察手帳を携帯する場合は、手帳ひもをポケット内の留めひもに結び付け、又は留めボタンに掛けて収納しなければならない。

(かばんの携帯)

第32条 交通巡視員は、別表第2に定めるかばんを携帯しなければならない。ただし、室内で勤務するとき及び所属長がかばんを携帯する必要があると認めるときは、この限りでない。

(特殊の被服等の服制)

第33条 富山県警察の警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する訓令第5条に規定する交通巡視員の特殊の被服等の服制は、別表第2のとおりとする。

附 則

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年5月14日本部訓令第8号）

この訓令は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日本部訓令第9号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月31日本部訓令第15号抄）

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成20年11月4日本部訓令第18号）

この訓令は、平成20年11月4日から施行する。

附 則（平成28年5月30日本部訓令第18号）

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成31年2月21日本部訓令第4号）

この訓令は、平成31年3月1日から施行する。

附 則（令和4年9月8日本部訓令第24号）

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年11月16日本部訓令第20号）

この訓令は、令和5年12月1日から施行する。

附 則（令和7年3月12日本部訓令第4号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年9月30日本部訓令第19号）

この訓令は、令和7年9月30日から施行する。

※ 別表以下：省略